



水戸市マスコットキャラクターみとちゃん

水戸市ニュースリリース

市政記者各位



令和7年5月16日

水戸市

市長の資産等公開における閲覧請求開始日のお知らせ

水戸市長の資産等に関する報告書については、「水戸市長の資産等公開に関する条例」及び「水戸市長の資産等公開に関する条例施行規則」により、誰でも閲覧を請求することができます。

この度、令和6年の報告書について、下記のとおり閲覧を開始いたします。

記

- 1 閲覧開始日 令和7年5月31日（土）以降
※閲覧請求が可能となる日（5月31日（土））が閉庁日に当たるため、
6月2日（月）以降の閲覧請求となります。
- 2 閲覧場所 水戸市総務部総務法制課（本庁舎3階）
- 3 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- 4 閲覧内容
 - (1) 資産等補充報告書
令和6年において新たに有することとなった資産等
基準日：令和6年12月31日
対象者：市長及びその配偶者
 - (2) 所得等報告書
前年分の総所得金額、山林所得金額、贈与税の課税価格等
対象期間：令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
対象者：市長
 - (3) 関連会社等報告書
市長が報酬を得て役員、顧問その他の職に就いている会社その他の法人の名称及び住所並びにその職名
基準日：令和7年4月1日
対象者：市長
- 5 その他 平成23年（市長就任時）以後の資産等報告書等も閲覧可能となっています。

報道関係者への事前閲覧について

令和7年5月30日（金）午後1時から午後5時まで総務法制課において、報道関係者を対象に事前閲覧を行います。

詳細は、別途通知いたします。

《本件に関する問合せ先》

課 名 総務法制課
担当者 ゆみの とみなが 弓野、富永

電話番号 029-232-9116